

永栄偕俸

えい えい かい こう



発行責任者 設楽健夫
〒300-0121
かすみがうら市栄倉6163-41
電話 029-832-9620
mail shitara6163@ybb.ne.jp

厚労省 感染を防ぐ「新しい生活様式」発表 油断せずに「マスク・うがい・手洗い」三密対策徹底」を

「第二波」油断 無き感染対策を！

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急事態宣言解除後の危険な動き。「第一波の真つ只中」

小学校でも感染（30日北九州市長）、愛媛県病院で計20人、19日宇都宮のスーパーで集団感染発生、東京での感染者が増加しています。5月9日時点で医療・

介護・障害福祉で約1180人以上、85件の集団感染が発生しています。医療・救急搬送体制への支援が必要です。感染防止へ油断なく備えて参りましょう。

コロナ感染・水害・地震の複合災害に備える避難所と「複合災害対策本部」の備えを

避難所の集団感染を防ぐために国は4月、多くの避難所の開設、親せきや友人宅への避難の検討を求めました。コロナ集団感染を防止するための目的別避難所が必要になります。

- ①高熱・体調不良者専用避難所の開設、②一般避難所入り口での体温測定・専用避難所への案内
- ③一般避難所の十分なスペース、④要介護者避難所の開設と地区社協への誘導依頼、⑤公民館や集落センターの避難所機能

用避難所の開設、②一般避難所入り口での体温測定・専用避難所への案内、③一般避難所の十分なスペース、④要介護者避難所の開設と地区社協への誘導依頼、⑤公民館や集落センターの避難所機能

機含む分散避難所移動タムラインの作成。⑦除菌水・消毒アルコールの備蓄。備えが必要です。※避難所となっている霞ヶ浦地区の旧小学校体育館の耐震工事を急ぎ実施することは緊急の実施課題である。

二波への備えを！

- ①（感染・風水害・地震）一元化された複合災害対策本部の創設 複合防災マニュアル
- ②感染者対策。土浦保健所・医療機関との救急搬送治療体制の整備と救急隊防護服除菌室の設置
- ③感染者対応マネジメントの作成

- (1)在宅看護による家族感染を防ぐホテル確保
- (2)保護者感染時の子どもの養育体制
- (3)認知症患者の施設ケアサービス休業対策
- ④小中学校対策整備
- (1)千代田中学校区以外の三密対策教室 机間1.2m以上の確保
- (2)放課後児童クラブの三密対策・教室の緊急整備
- (3)オンライン学習環境の年度内整備

くらしの情報

- 1, 特別定額給付金 一律10万円
- 住民基本台帳に記載の方 問合せ 9時～18時30分 特別定額給付金室 0299-592111
- コールセンター 0120-260020
- 2, 国持続化給付金 ※農業を含む全事業者対象

- (事業収入が前年同月比50%以上減の場合) 法人 上限200万円・フリーランス含む個人事業主 上限100万円
- 申請サポート会場。土浦会場 (土浦市川口2-11-3 LAUBE Kasumigaura)
- ①WEB予約 (持続化給付金検索) 0570-077-866
- ②電話予約 0570-077-866
- 3, 市持続化給付金 (売上が前年同月比30%以上50%未満減の事業者) 20万円 ※国の持続化給付金非対象者

6月議会 設楽健夫 九日十時四十分

- 一般質問 通告内容
- 市民のいのちと暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策、三密対策、BCP防災体制、同マネジメントマニュアル作成について

- ①消防本部・行政業務継続計画の推進について (消防本部BCP中心) (救急搬送・医療体制における土浦保健所との連携・広域連携について)
- ②感染防止BCPへ防護服・除菌室の設置等・防災マニュアル作成とマネジメント体制構築について (防災マニュアルに感染防止BCPを加え、専門体制を整えること。)
- ③感染防止と台風等災害対策体制について 市長・教育長・担当部長
- ④学校教育における「三密」感染防止対策と進級・ICT化について
- 1) 除菌・マスク・手洗い・三密対策、分散登校について
- 2) ネットワーク授業対応における一人一台パソコンの総費用と実施

- 計画について
- 3) 三密を避ける放課後児童クラブの環境整備と教育委員会、保健福祉部の連携について
- 4) 三密対策、霞ヶ浦南小学校の放課後児童クラブの環境改善―保健センター跡の活用計画について
- ⑤保育所・放課後児童クラブ・スクールバスの感染防止三密対策について
- ⑥障害者支援、認知症介護等施設・在宅看護支援事業について
- ⑦生活支援・農林水産業・商業等事業支援の相談窓口の開設について
- ⑧一次産業支援・農林水産事業支援対策について
- ⑨戦後未曾有の危機に対応する市財政の再検討「市臨時行政調査会」を設立し、イベント中止予算の活用をはじめ不要不急の行政再検討により財源を確保し、「市民のいのちと暮らしを守る」新型コロナウイルス感染症対策を強力に進めることについて

「新しい生活様式」の実践 (厚生労働省)

- (1)一人ひとりの基本的感染対策 移動に関する対策
- 感染流行地域からの移動、流行地域への移動は控える。
- 感染防止3つの基本…
- ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外。
- 会話をする際は、真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるとき、会話をするとき、マスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え

- シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う (手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

(2)日常生活の基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避 (密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪症状はムリせず自宅で療養

- 政治倫理条例資料の確認 (以上)

かつて県道バスがあった。お年寄りも若者も学校や塾、病院や買物・お風呂へバスに乗った！ 「助け合いのミニバスや乗合タクシー二十八市町村は継続運営中

(資料)

デマンド型乗り合いタクシーの存続を求める要望書 その3 (全文)

乗り合いタクシーを考える市民の会

4月24日に提出した要望書

現行乗り合いタクシー制度に関するこれまで2度にわたる貴職への要望と懇談により明らかにされた問題点、昨年6月議会による請願趣旨採択及び付帯決議、並びに当会による「乗り合いタクシー運行自治体アンケート」結果(添付別紙)を踏まえ、下記要望を提出いたします。最大なる善処をお願いいたします。

記

1. あくまでもデマンド型乗合タクシーの存続を要望します。

【あらたな制度案】

①利用希望者は年間20000円の

「制度維持協賛金」(仮称*1)

をもって登録する。この場合、生活保護を受給している人、市民税が非課税の人、要介護の認定を受けた人、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した人とその介添え1名(以下「障害者等」)については10000円とする。該当者に割引証を発行する。

②アンケート結果を踏まえ、1乗車の運賃(利用料)は400円とする。ただし、「障害者等」は200円とする。

③霞ヶ浦地区から千代田地区へ、あるいは千代田地区から霞ヶ浦地区への移動は1乗車で可能(乗り継ぎ不要)とする。ただし、常磐線を越えた場合は、基本料金に200円を上乗せするものとする。

④この場合、「障害者等」は1000円とする。この措置を可能とするために、運行のワンサイクルは現行の1時間から2時間に変更する。

⑤同一人による利用予約は、同一週(月々金曜日)において原則2往復(のべ4乗車)までとする。ただし、当日の便に空席がある場合は、当日の予約に限りこの限りとしなない。乗車の際に次回の予約を直接運転手に行うことは認めない(電話予約に限る)。

⑥利用予約は、市庁舎における現行の一括システムを廃止し、運行会社に直接行う形式とする(現行予約システムに係る経費は運行予算に移用する)。予約可能時間

(○日前から○時間前まで) 策定は運行会社に委ねる。

⑦これまでの購入チケットは有効とする。

⑧制度の維持・改善について協議するため、市職員2名・有識者2名・運行会社2名・利用者団体2名から成る「制度維持協議会」(仮称*2)を設置する。

⑨利用を促進するため、「利用ガイドパンフレット」を全家庭に配布する。

⑩神立駅・土浦駅周辺での利便性及び付帯決議を考慮し、「のりあいタクシー土浦」との提携を検討する。

*注1:「制度維持協賛金」(仮称)の意義

①デマンド型乗り合いタクシー制度を受け身で利用するのではなく、制度改善と維持・利用促進を自覚的に行うという意思表示である。

②「協賛金」の表現を用いることにより、今は自分の車を運転している人も、制度には賛同して寄付的に捉えていただけの効果を期待できる。

*注2:「制度維持協議会」(仮称)の意義

これまでの地域公共交通会議では、乗合タクシー制度についてほとんど意見が述べられることなく事務局提案がそのまま承認されており、利用者の声が政策に反映されていない弱点を補うとともに、持続的体制にしていくなため前端的議論を期待するものである。

3月の一般質問で「乗合タクシー存続を含めて公共交通の再検討を行う」との市長答弁がありました。三千名の署名と存続実現の活動によって、デマンド乗合タクシーは廃止が1年間先送りになりました。

これまで市は、運行経費の利用者負担割合が低いことを廃止の理由にしてきました。市の負担割合は8・1%。県内で乗合タクシーは二十八市町村で運航、経費に占める利用者料金の割合は10%、20%で運行を継続しています。

(市民の会調査)

当市利用料を500円にすると経費比率は10%になり、土浦市と同じく乗合タクシーの高齢者弱者年間登録料2000円を導入すると登録者千人で200万円の収入となり、かすみがうら市の割合は17%になります。

平成30年の当市の登録者は一、八三八人です

受け付け外注は経営と効率を圧迫しています、利用者受付制度の改善で経費比率は20%を越えていきます。改善していけば他市町村と同じく存続は可能であり、存続は行政責任です。

乗合タクシーは「遠くも近くも定額の互助制度」です。高齢者も高校生も利用できる公共交通の体系を築かなければなりません。

霞ヶ浦地区や千代田中地区雪入・新治地区の「交通空白地帯」の方々の悲痛な叫びです。

提案

広域・路線バスの待合室

駐輪施設を霞ヶ浦庁舎、あじさい館等に設置し、塾や高校生、高齢者のために雨風防ぐ施設にすること

千代田地区路線バス待合室の設置。

あじさい号の復活

路線バスや広域バスを結ぶあばら骨となる支線バス、合併前後に運行していた「あじさい号」の復活。

乗合タクシー県内28市町村で実施、収入の対経費比率は平均16% (除く土浦市)

平成30年度実績	年間利用者	運航経費	利用料(円)	収入の対経費	一般利用料	付記事項
かすみがうら市	8,000	2,100	170	8.1%	400 (800)	65歳以上200円 (2地区域乗車)
石岡市	36,698	6,595	851	12.9%	300	小学生200
土浦市	17,043	1,158	1,022	88.4%	600	利用者登録 高齢者年2,000円
行方市	15,641	2,754	441	16.0%	500	

かすみがうら市内 私立 認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金の申請について(3月議会提出)

【趣旨】「他県及び自治体においては、保育士等の確保を図るため給与補助や住宅手当が支給されて、数年が経過しております。一方、本市においては、公的補助がされていないことから、相対的に保育士等の確保がきわめて困難であり、認定こども園・保育園の存続が極めて困難になってきております。このままでは、児童の受け入れが出来なくなることから、公的補助による処遇改善が是非とも必要になっております。」

【要望】「かすみがうら市内市立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金に関する要望をお願いします。」
紹介議員(矢口龍人・佐藤文雄・設楽健夫・宮島謙)

討論の中で古橋議員が「当市は

「保護者の送迎は近くが良い」

千代田中地区放課後児童クラブ施設設計業務委託予算11,209円の執行は地域の声を聞いてから!

教育長に義務教育学校の放課後児童クラブ建設について質問すると福祉部の管轄と答弁、福祉部長に質問すると、教育委員会の指示で予算計上と答弁。

福祉部は千代田中地区の閉校小学校の方々の意見を聞いておりません。放課後児童クラブは、現小学校に存続し、スクールバスで移

待機児童はゼロ、必要な保育士の人数を確保する根拠が不在で供給が過剰になる、当該手当を設定することが我が市の一般財源の持ち出しになる」と述べ趣旨採択を提案、明らかに請願の保育士の処遇改善に反対の立場です。紹介議員以外の議員が起立賛同しました。

しかも根拠の待機児童ゼロは「私的な理由で待機している児童や求職が理由で保育認定を申請される方はカウントされない」ことが明らかになっていきます。

事実確認をせずに国・県の支援事業の取り組みや園独自の経営努力を求めたり、謝れる入園定数質問、広域園経営園に勤務する保育士の手当や他市の援助に対する批判さえ出されました。

市は、採用業務を外部へ委託しようとしています。採用へ請願の「処遇改善」が求められます。請願を実現して参りましょう。

動、保護者の迎えをしやすくすること、小学校の有効活用を検討が始まっており、地域の方々の意向をよく聞くこと、それまで予算執行をしないことを求めました。

「子どもがかわいそう」

※霞ヶ浦地区南小学校放課後児童クラブの3クラスが保育所の園児室で生活。6月に移動する保健センタの暫定的活用を求めます。

コロナ三密対策からも急務です。子どもの広げた両手が重なります。

かすみがうら市職員違法採用事件住民訴訟公判始まる。

「地方公務員法違法採用事件」「坪井市長により代表取締役を職員に違法採用した事件」

※法を守るコンプライアンスを求めて、

市の職員採用は、採用申込書においても履歴書提出が求められており、履歴の記載の説明案内がされています。又採用に当たっては、前歴証明書が求められ前の雇用者から提出され、基本給や年金等の採用条件が作成されます。採用時点で受験者の前歴が代表取締役のままで採用することは法律上、認められません。これまで市長は、採用経過について個人情報として概要さえも明らかにすることを拒んできました。事実経過が明らかにされ、法律に基づいて適正な措置が取られることが求められます。

また被告は、以下に述べるような違法な職員の採用を行い、支払うべきでない給与の支払いを行い、且つ今後もおうとしていいます。

第2 事実の経緯

1 被告は、平成30年4月1日、違法採用職員(以下職員Aという)をかすみがうら市の職員として採用した。

2 職員Aは、同市の公共事業を請負っている実績をもつ株式会社Tの代表取締役の子息である。

3 また職員Aは、上記株式会社Tコーポレーションの関連会社である(株)H技研工業の代表取締役となつている。即ち、平成30年7月26日付登記簿謄本(甲1)によれば、同人は、平成25年2月25日に代表取締役に就任している。

がうら市の採用における法令の遵守状況が法廷で裁かれます。以下住民訴訟文「趣旨、請求の原因」を掲載します。市民の皆さんのご検証をお願いいたします。

4 地方公務員法第35条には、「職務に専念する義務」と題して、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならぬ」と規定されている。職員AがH技研工業の代表者を務めていることは、同法のこの条項に違反する。

市職員違法採用公金支出差止等請求住民訴訟事件
令和二年四月九日 原告 一七一名
訴訟代理人 弁護士 坂本博之

請求の趣旨

- 1 被告(市長)は、違法採用職員に対して、給与として、公金を支出してはならない。
- 2 被告は、違法採用職員及び坪井透に対して、金485万0560円及びこれに対する令和元年10月21日から支払済みまで年5%の割合による金員の損害賠償請求又は不当利得返還請求をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。この判決を求めらる。

請求の原因

- 第1 当事者
- 1 原告らは、かすみがうら市の住民である。
- 2 被告は、かすみがうら市の市長として、職員の採用を行い、職員に対して給与の支払を行っている。

5 また、地方公務員法第38条1項には、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他の人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と規定されている。職員Aは、任命権者である被告の、営利目的を営むことを目的とする私企業であるH技研工業の役員(地位を兼ねることに関する許可を取得してはおらず、同会社の代表取締役を務めていることは、同法のこの条項に違反していることは明らかである)。

偉人の記録

戸谷義次翁

出島十ヶ村広域
霞ヶ浦揚水事業
「出島土地改良区設立」

茨城県は経済部の中に開拓課を置いた。水田四百八十町歩、畑四〇町歩を開き、さらに二千町歩の水田に引水し、入植二〇〇戸、増反(既存農地を増やした方)三四〇戸を入れ、米、麦など米穀換算一万五千石を増産しようとする事業。

用水計画は、開田するためには、地域が平坦な台地で、溜水その他の水源としての適地がないので霞ヶ浦からの機械用水することにした。

現土浦市手野地先湖岸から一、一六〇米を導水し、ここに揚水機場を設置し三、三三〇米を送水し、神立地内に分水堰を設けて東西に分水する。ここから幹線用水路通じて田に灌漑揚水する計画。

開田計画四〇〇町歩、ポンプの口径は六〇〇mm、三台を四〇〇馬力

の電動機で揚水する。

分水堰まで総延長四、六〇〇米の用水路は白鳥揚水(現下稻吉南団地交差点から南への協同病院道路沿い)内三、三〇〇米は暗渠内径一二、〇〇mmの高圧フューム管、残りの一、三〇〇米は明渠。神立地区円形分水堰で東に佐賀線ー開田二二七町歩、延長九、四〇〇米サイホン二、分水口二〇、再揚水一(四〇〇mmポンプ一五馬力電動機一)を設置。西側七会線は暗渠一九カ所、三、二〇〇米(フルーツ公園通りからつくばハウス東道路ーコカコーラ工場付近)一三〇町歩を開田、暗渠は鉄筋コンクリート巻立をする。

排水工事は開墾工事の付帯工事として施工。神立地区は排水不良地が多く既設の排水路狭く湿害が多く建設工事で延長三、〇八〇米を施工した。

又上大津手野地先の開田地帯は、霞ヶ浦の増水によって冠水し、現状復帰に六日もかかるので、湖岸二、

一〇〇米に築堤し、灌水は八〇〇mmポンプで排水する計画。

道路はおおむね幹線用水路に平行して設置し、その延長は六、六六〇米になる。(協同病院への新設田村沖宿線延伸道路の白鳥線、神立西成井線ー西成井バイパス線は、出島用水並行道路。)

大転換をもたらした
陸田開発と
水田酪農

この事業はは県土地改良事務所から出島土地改良区が引き継ぎ、昭和二十二年の起工以来八年目の昭和三〇年には九分通り完成した。工事費約一億五千万円、投入人力延べ一五万人、開発された面積は六三七町歩に及ぶ、この間の入植者二〇二戸、三四一戸の増反者宮農を開始した。

「第三営農類型」と称する個経営と共同耕作をミックスする組織的な営農形態をもって優れた営農成績を上げ、全国の既存農村から刮目され視察者がひきも切らなかつた。

新生 水田酪農

昭和三十三年七十町歩を開田、昭和三十六年入植十五年、大谷石の七十五坪の米倉庫と集荷所が建設された。

昭和四十二年生育牛二百六十頭、一戸平均六頭、年間原乳販売量一、一一〇万キログラム。「稲作収穫後陸田は牧



修理された西成井地区用水榭

草が栽培され、4月に刈り取りサイロに保管され、陸田に用水が入った。」
(茨城県開拓史・新生開拓三〇年史から抜粋)

酪農の父ー指導者 吉田勘治先生

出島用水と開墾地の陸田開発が進み、酪農導入・指導が吉田勘治氏によって進められた。氏は自転車で宇都宮大学を訪れ、「乳牛の飼育と経営」の著者西山教授に懇願し、管理指導を実現し、土浦酪農が扱う乳量の三分の一を扱うにまで研究・指導に尽力しました。



獣魂碑

(岩上二郎知事直筆)
出島村元議長
故吉田勘治氏宅

水田酪農の変遷と現在の課題

水田酪農の兼業を衰退させた米価一俵二万円米価の下落で、稲作の機械の原価償却費が赤字に転化、機械の更新が不可能になり、水田酪農は衰退し集落の大規模営農者に土地を貸し出すに到っている。担い手の支援、加工米の輸入停止と自給率の向上、「米価二万円への支援」が日本全国の稲作兼業農家復活の生命線となります。(設楽)

霞ヶ浦土地改良区前理事長

小室 勲氏の功績

(現出島用水支線保全会創始者・会長)

平成28年4月永年理事を勤めて来られた小室勲氏が理事長に就任し、改良区の運営改善に尽力されました。また前理事長が「出来ない」としてきた「農地維持保全会」を設立、会長として出島用水の支線の改善と改良、農地維持活動に従事されてきました。支線の長寿命化、修繕が進み漏水や通水が大幅に改善されています。

小室理事長就任後の特筆される取組み・業績

- 一、昼間と夜間の電気料金が同額であることが判明、用水管理を昼間通水に変え、受給者の用水管理を改善しました。
- 一、揚水機場の管理を経験管理から「メーカーのマニュアル管理」に移行し、正常化。安全管理と保守・長寿命化を進める。予定外のカーボン除去作業をはじめ保守作業を進める。
- 一、用水管理は、須藤道治維持管理委員長が就任。機場運営及び、地区活動の改善が進みました。
- 一、昭和ー平成の管理保存書類の整理を進めました。
- 一、地域住民から要望が続いていた七会線明渠用水路を暗渠水路に改善し、安全対策を実施しました。
- 一、放置された用水弁を順次修理、危険箇所の点検、柵設置等安全対策を実施してきました。
- 一、長年放置された旧手野機上跡地の廃棄用水管管理施設を整理し、整地作業・安全対策を行う。
- 一、土浦五中北側雑木林にある用水弁をはじめ、点検、修繕作業を実施し、管理を正常化。
- 一、前理事長と員外理事の間で占用料金免除契約が結ばれていることがわかり、「協力費及び占用料金徴収規程」運用正常化へ点検作業を開始しました。

(理事長は現在岡田剛久氏に引き継がれています。)